

医療管理ニュース Vol.64

～有給休暇の取得義務化～

2019年4月1日より、10日以上の子次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、年5日の確実な有給休暇の取得が使用者側の義務となりました。

Point
1

対象者

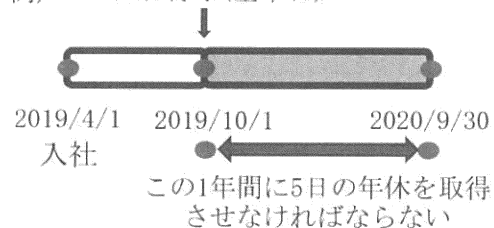
年次有給休暇が10日以上付与される全ての労働者
(正社員・パートタイム・管理監督者・有期雇用労働者も含む)

Point
2

年5日の時季指定義務

労働者ごとに基準日から1年以内に5日について、取得時季を指定して年休を取得させなければならない
(基準日：入社から6ヶ月経過した日)

例) 10日付与(基準日)

Point
3

時季指定を要しない場合

既に5日以上の子次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては
使用者による時季指定の必要はない

つまり、

- ・「使用者による時季指定」「労働者自らの請求・取得」「計画年休」のいずれかの方法で労働者に年5日以上の子次有給休暇を取得させれば足りる
- ・これらいずれかの方法で取得させて年次有給休暇の合計が5日に達した時点で、使用者からの時季指定をする必要はなく、また、することもできない

Point
4

年次有給休暇管理簿

労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければならない

Point
5

就業規則への規定

時季指定の対象となる労働者の範囲・方法等について就業規則に記載しなければならない

Point
6

罰則

30万円以下の罰金

詳細につきましては下記をご参照ください。

厚生労働省「年休取得解説 PDF」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>

厚生労働省「年休時季指定義務 PDF」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000350327.pdf>

その他 web等で「有給休暇 時季指定」のキーワードで検索してみてください。